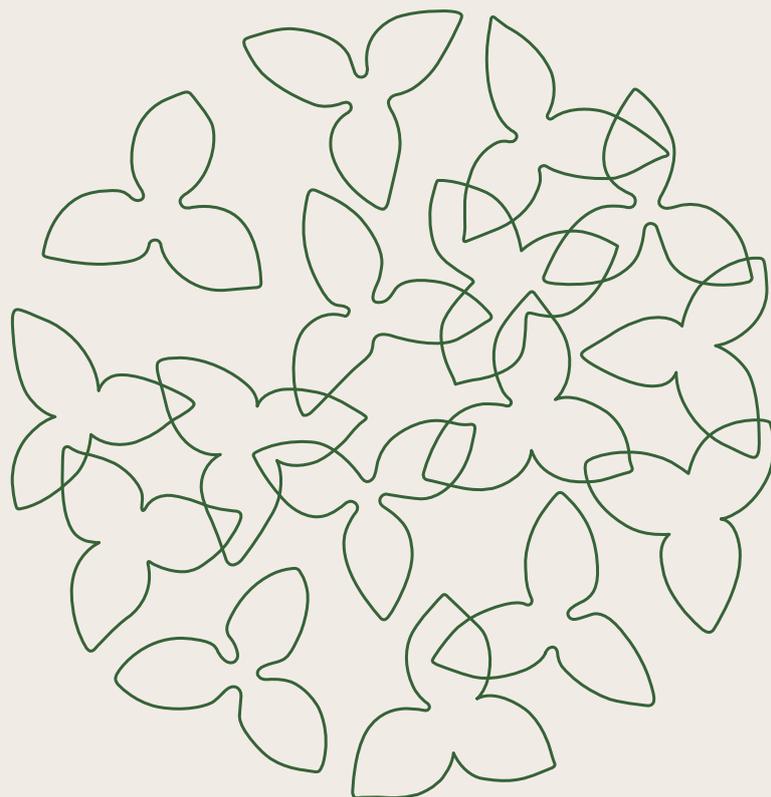


# 遺贈のご案内



北大フロンティア基金  
HOKKAIDO UNIVERSITY FRONTIER FOUNDATION

## あなたのご意思を次の世代へ

北海道大学では、皆さまのご意思をお預かりし、次の世代へとおつなぎするため、北大フロンティア基金を通じての「遺贈」についてご案内しております。

本基金の活動にご賛同いただき、ご家族から相続された財産や、将来ご自身が遺される財産を本学の発展のために役立ててほしいとのお申し出をいただく機会が増えております。

遺贈は、「人生最後の社会貢献」とも言われています。本学では、皆さまの温かいご意思を確実に実現するため、お手伝いをさせていただきます。ご相談等ございましたら、卒業生・基金室までお気軽にお問合せください。

本誌が皆さまの将来設計の一助となりますと幸いです。

今後とも、北大フロンティア基金へ皆さまのご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## 目 次

「遺贈」について .....	2
北大フロンティア基金への遺贈を ご検討いただいている皆様へ .....	4
遺言書の種類 .....	7
「相続財産」のご寄附について .....	8
寄附メニューのご案内.....	9

### 北大メモリアルノートのご紹介

北大フロンティア基金では、遺言作成にお役立ていただける  
北大オリジナルのメモリアルノートを作成いたしました。

電子版と冊子版をご用意しております。

北海道大学の遺贈パンフレット（本誌）とともにご活用いただければと思  
いますので、ご興味がおありの方は、卒業生・基金室までご相談ください。

#### 〈電子版〉

北大フロンティア基金のHPでは電子版  
のメモリアルノートを公開しております。

右のQRコードからアクセス  
いただき、メモリアルノート  
をダウンロードしてご活用く  
ださい。



#### 〈冊子版〉

冊子版のメモリアルノートをご希望の方  
は郵送させていただきますので、卒業生・  
基金室までご連絡ください。



ご自身の遺産を次の世代につなげたい

# 「遺贈」について

遺言書をつくり、遺産を特定の人や団体に寄附することを「遺贈」といいます。

北海道大学へのご遺贈は、本学の教育・研究等に活用させていただきます。また、ご遺贈によるご支援を通じて本学から世界へ羽ばたく優秀な人材を育み、我が国の科学技術の発展を支える人材を育成・輩出することにもつながります。

遺贈のご意思を実現するためには、遺言書を作成いただく必要がございます。

## ●北大フロンティア基金へのご遺贈の流れ

### 遺言書の作成・保管

ご生前

1

#### 遺言によるご寄附について卒業生・基金室へご相談ください

遺言書を作成される前に卒業生・基金室までご連絡いただくことをお勧めいたします(P5)。担当がお話をお伺いしながら、さまざまな支援にかかる活動内容、ご寄附の事例などをご紹介します。将来へのご意思をお繋ぎするためのお手伝いをさせていただきます。



2

#### 遺言執行者をご指定いただきます

遺言書の内容を具体的に実現する「遺言執行者」をご指定いただき、遺言書にご記載ください。



3

#### 遺言書の文言表記について確認がある場合がございます

法的に有効で執行できる遺言書を作成するため、遺言執行者から北海道大学に対して、遺言書の文言表記などについて確認が行われることがあります。

※ご本人の了承なく、遺言者の個人情報や遺言執行者と北海道大学の間で共有することはありません。



4

## 遺言書を作成いただきます

専門家とご相談の上、公正証書遺言をご作成ください。自筆証書遺言など公正証書遺言以外の形式で遺言書を作成することをご希望される場合は、作成手続きが異なります。詳しくはP7「遺言書の種類」をご参照ください。

5

## 遺言書保管中のご連絡について

### ●各種お知らせの送付

ご要望に応じて、北大フロンティア基金発行の「活動報告書」(年1回発行)など、本学基金を活かした事業や活動に関する最新情報を送付させていただきます。

### ●ご連絡・お問い合わせ

遺言書の書き換えや転居など、ご登録情報に変更が生じましたら、卒業生・基金室までご連絡ください。

## 遺言書の執行

### ご逝去後

6

## 遺言執行者へご逝去のお知らせをいただきます

遺言執行者にご逝去のお知らせをいただくことで、遺言の執行が開始されます。お知らせがない場合は遺言書のご意思が実現されなくなるおそれがありますので、遺言執行者にご相談の上、ご家族や信頼できる方などから通知人(遺言執行者にご逝去のお知らせをする方)を選び、あらかじめ遺言執行者へ連絡する手順を確認しておくことをお勧めいたします。

7

## 遺言書の開示があります

遺言執行者が北大フロンティア基金に対して、遺言執行者に就任した通知とともに遺言書の写しを送ります。

8

## 遺言執行と財産の引渡しがおこなわれます

遺言が執行され、ご寄附いただく財産をお引渡しいただきます。お預かりした貴重なご寄附は、本学の教育研究等に役立てられます。



北大フロンティア基金への遺贈を

# ご検討いただいている皆様へ

## 遺言書をご準備ください

代表的な遺言の方式には、公証役場で証人が立ち会って公証人に口述筆記させる「公正証書遺言」、遺言者が全文を自筆で作成し署名押印する「自筆証書遺言」があり、それぞれ特徴があります（詳しくはP7をご覧ください）。北海道大学への遺贈をご検討されている方には、「公正証書遺言」をお勧めしております。

## 遺言執行者をご指定ください

遺言書の中で、遺言書に記載された内容を実現する「遺言執行者」をご指定ください。遺言執行者を指定していただくことによって、遺贈のご意思を滞りなく実現することができます。

遺産の引渡しや登記などの手続きを行うときに、法律や財務、不動産登記などの知識が求められることがあるため、遺言執行者には弁護士、司法書士、行政書士、信託銀行などの専門家を指定することが多いようです。

## 北大フロンティア基金が提携している信託銀行について

現在、以下の信託銀行が提携先となっております。ご紹介のご希望・ご質問につきましては、卒業生・基金室までお問合せください。

- 三井住友銀行
- 三井住友信託銀行
- 三菱UFJ信託銀行
- 北洋銀行

## 遺贈先を「北大フロンティア基金」とご指定ください

北大フロンティア基金は、北海道大学において個人や法人・団体等のみなさまから寄せられるご寄附の受付窓口として活動している学内組織です。遺贈による北海道大学へのご寄附をお決めいただいた場合は、遺贈先を「北大フロンティア基金」と遺言書の中でご指定いただくことで、本学のさまざまな事業へ活用させていただくことができます。

## 遺言書への寄附目的のご指定の方法

### 【記載例：遺贈先を指定しない場合】

私(〇〇〇〇)の所有する別紙〇〇の財産を下記の者に遺贈する。

団体名：国立大学法人北海道大学(北大フロンティア基金)

所在地：〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目

### 【記載例：遺贈先を指定する場合】

私(〇〇〇〇)の所有する別紙〇〇の財産を下記の者に遺贈する。

団体名：国立大学法人北海道大学(北大フロンティア基金)

所在地：〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目

但し、遺贈財産の使途は、北大フロンティア基金の特定資金  
(学部等支援事業：〇〇学部)とする。

## 遺贈のご意思を卒業生・基金室までお知らせください

北海道大学への遺贈をご検討いただいている、または、ご意思を遺言書にご記入いただきましたら、お手数ですが卒業生・基金室までお知らせください。みなさまからのあたたかいお気持ちをお待ちしております。

※必ずご連絡が必要、ということではありません。

### 北海道大学 社会共創部広報課 卒業生・基金室

〒060-0809 札幌市北区北9条西6丁目 北海道大学 百年記念会館内

TEL：011-706-2072

E-mail：kikin@jimu.hokudai.ac.jp

<https://www.hokudai.ac.jp/fund/>

北海道大学に遺贈いただいた財産には相続税が課税されません。

## 不動産などの遺贈は事前にお問合せください

不動産、株式などの評価性資産の遺贈をご検討の際は、事前に卒業生・基金室までお問合せください。

## 遺留分にご注意ください

遺言書の内容に関わらず、兄弟姉妹以外の法定相続人には「遺留分」として財産の一定割合を受け取る権利が法律によって保障されています。遺贈をお考えの際は相続人の遺留分にご配慮の上、慎重にご検討ください。

相 続 人	法 定 相 続 分		遺 留 分	
	配偶者	子(孫)	配偶者	子(孫)
配偶者と子(または孫)	配偶者 $\frac{1}{2}$	子(孫) $\frac{1}{2}$	配偶者 $\frac{1}{4}$	子(孫) $\frac{1}{4}$
配偶者と父母(または祖父母)	配偶者 $\frac{2}{3}$	父母(祖父母) $\frac{1}{3}$	配偶者 $\frac{1}{3}$	父母(祖父母) $\frac{1}{6}$
配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪)	配偶者 $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹(甥・姪) $\frac{1}{4}$	配偶者 $\frac{1}{2}$	兄弟姉妹(甥・姪) なし
配偶者のみ	全 部		$\frac{1}{2}$	
子(または孫)のみ	全 部		$\frac{1}{2}$	
父母(または祖父母)のみ	全 部		$\frac{1}{3}$	
兄弟姉妹(または甥・姪)のみ	全 部		な し	

●子、直系尊属、兄弟姉妹について同順位の相続人が複数いる場合は、相続分を均等に人数で割ります。●実子と養子、実父母と養父母の相続分は同じです。●半血兄弟姉妹(父または母の一方だけを同じくする兄弟姉妹)は、全血兄弟姉妹(父母を同じくする兄弟姉妹)の相続分の1/2となります。●遺言がなく相続人がいない場合は、債権者などへの弁済、特別縁故者への分与後、国庫に帰属することになります。●遺留分算定の基礎となる財産額は、被相続人が相続開始時に有していた財産の価額に同人が生前の一定期間に贈与した財産の価額を加え、その中から相続債務の全額を控除した額になります。

# 遺言書の種類

遺言には、民法で定められた代表的な方式として、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があります。相続時のトラブルを防止し、遺言の内容をより確実に実現するためには、「公正証書遺言」の作成をおすすめします。

	公正証書遺言	自筆証書遺言	
		保管制度*1 利用あり	保管制度*1 利用なし
作成時	遺言者が公証役場に出向く (公証人*2の出張制度あり)	作成後、遺言者が 法務局に持参 (形式等を確認)	どこにも出向く 必要なし
作成方法	公証役場で遺言内容を口授、 公証人が作成 (署名・捺印要)	全文を自書 (署名・捺印要) 財産目録を添付可能*3	全文を自書 (署名・捺印要) 財産目録を添付可能*3
保管場所	公証役場(原本) 遺言者等(正本・謄本)	法務局	遺言者他
証人	2名以上必要*4	不要	不要
手数料	必要	必要	不要
検認	不要	不要	必要
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公証人が作成するので手続き上無効になるおそれがない。</li> <li>●偽造、変造、紛失、隠とくの危険性がない。</li> <li>●家庭裁判所の「検認」が不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分一人で作れるので費用がおさえられる。</li> <li>●作成替えが容易。</li> </ul>	
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立会い証人が2名以上必要。</li> <li>●公正証書作成費用がかかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起こるおそれがある。</li> <li>●偽造、変造、紛失、隠とくのおそれがある(保管制度を利用しない場合)。</li> <li>●遺言が無効になるおそれがある。</li> </ul>	

\*1 「法務局による自筆証書遺言書の保管制度」を利用する場合は法務局が形式上の不備のないことを確認した遺言書を保管することとなり遺言書の検認が不要とされます(保管制度の利用には費用が発生します)。なお、法務局での確認は遺言書の法的な有効性などの内容まで審査される仕組みとはなっていないため、留意が必要です。

\*2 公証人は、国から任命された法律の専門家です。

\*3 自書によらない財産目録を添付する場合は、目録の毎葉に署名・捺印が必要です。

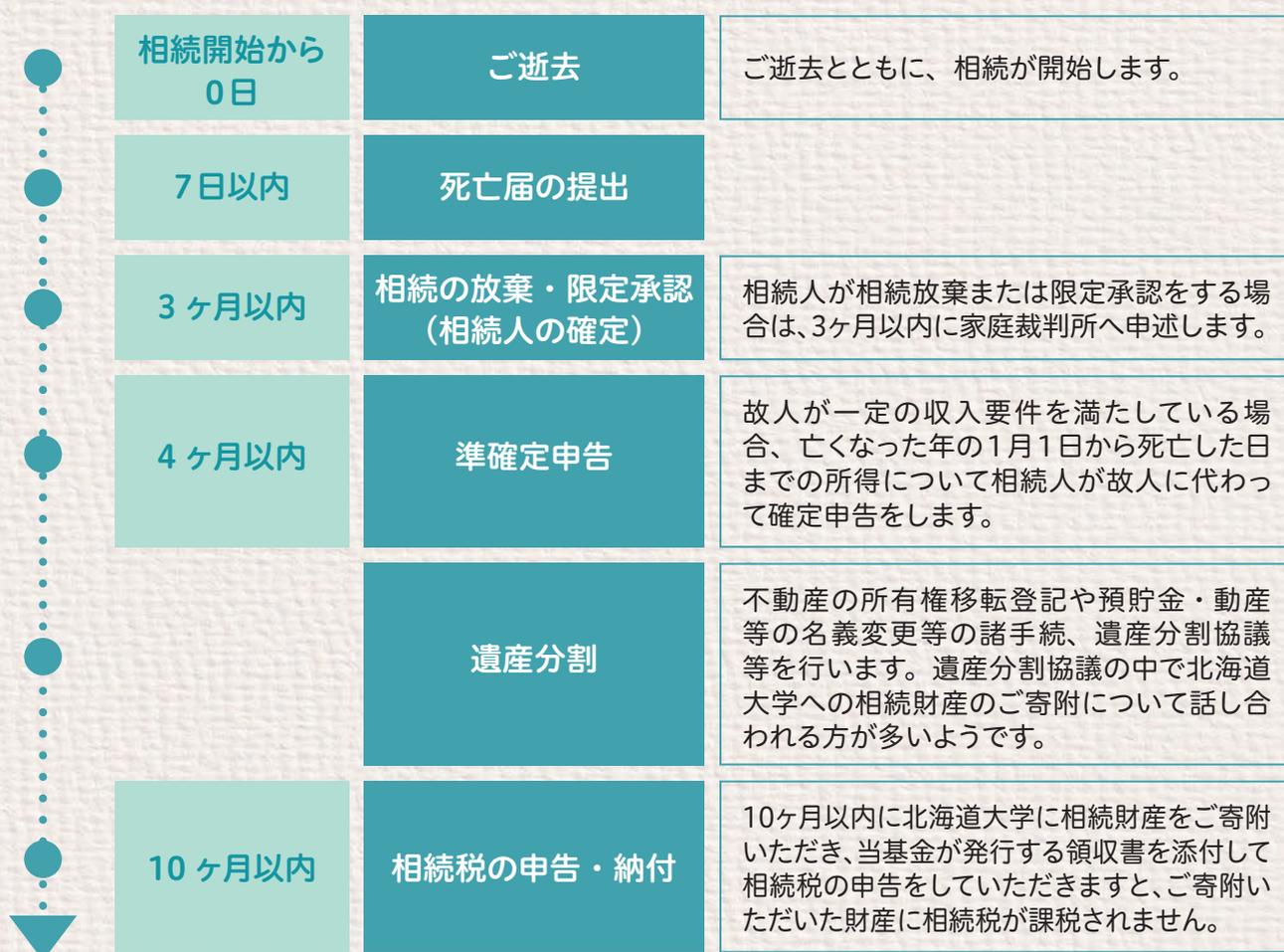
\*4 公正証書遺言では、推定相続人・受遺者などは証人になることができません。

「故人」の遺産を寄附したい

# 「相続財産」のご寄附について

近年、故人から相続した財産の一部を本学にご寄附いただくご相談が増えています。本学に対して故人が抱いておられた生前の想いを実現するため、ご家族様のお手伝いをさせていただきます。

## 一般的な相続手続とご寄附の流れ



### 当基金にご寄附いただいた相続財産(現金)には、相続税が課税されません。

当基金へのご寄附については、所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した特定寄附金及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した指定寄附金に該当し、当基金にご寄附いただいた財産には、相続税が課税されません。非課税の扱いを受けるには、相続税の申告期限内(被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内)にご寄附いただき、相続税の申告の時に当基金が発行する「領収書」を添付する必要があります。ご希望される方は、当基金までご連絡ください。

※相続税の税制改革に伴い、2015年1月から基礎控除額が引き下げられました。税金について詳しくは最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

# 寄附メニューのご案内

## 一般資金（使途を限定しないご寄附）

「一般資金」は、使途を特定せず、全学的かつ持続的な研究・教育環境の充実のための安定的な独自財源を確保することを目的としており、北大フロンティア基金による事業活動を行うための原資として、単独または本学の他の資金と併せて使用し、全学の発展に役立てます。

## 特定資金（使途を限定したご寄附）

「特定資金」は、グローバルな人材育成、学部・研究院単位の教育研究活動、課外活動施設の整備、修学が困難な学生への修学支援など、特定の使途をもった事業にご寄附いただくものです。令和4年7月現在、下記のプロジェクトを実施しております。

### 特定資金一覧

#### 学生を応援する



- 新渡戸カレッジ支援事業
- 学生支援事業
- 修学支援基金 [ 税額控除対象 ]

#### 後輩学生を応援する(北大みらい投資プログラム)



- 給付型奨学金
- 海外留学・インターンシップ等資金
- 課外活動等支援資金
- 使途指定資金

#### 国際連携を応援する



- 国際連携支援

#### 研究者を応援する



- 研究支援事業
- ポスドク等研究者支援事業 [ 税額控除対象 ]

#### 学部・大学院等を応援する



- 学部等支援事業

#### キャンパスの維持・保全を応援する



- 施設・環境整備支援

#### 卒業生連携を応援する

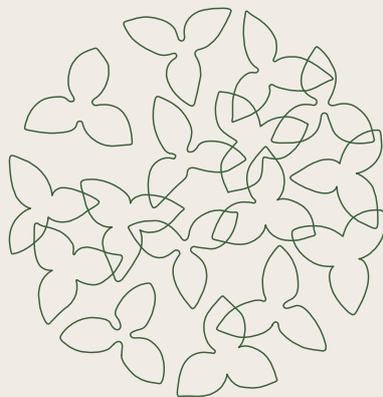


- 卒業生との連携支援

#### 社会貢献活動を応援する



- 社会貢献活動支援
- 産業界との連携支援



HOKKAIDO UNIVERSITY

北海道大学にとってエンレイソウはシンボルマークに使われている象徴的な花です。このデザインは、エンレイソウを「ヒト」に見立て、知性・個性・多様性の融合とすることで、コミュニケーションビジュアルとしました。花の持つ美しいラインに注目し、線の重なりが「ヒト」との関わり・知識の象徴などを表現しています。エンレイソウが持つ美しいシルエットは、北大にふさわしい、アカデミックでファッショナブルなイメージを構成します。

## 北海道大学 社会共創部広報課 卒業生・基金室

〒060-0809 札幌市北区北9条西6丁目 北海道大学 百年記念会館内  
TEL: 011-706-2072 FAX: 011-706-2010  
E-mail: kikin@jimuhokudai.ac.jp <https://www.hokudai.ac.jp/fund/>

